

大綱6 自然豊かな環境の保全と創造

番号	受理月日	受理方法	担当課	件名	提言の要旨	反映状況（要旨）	反映区分
1	8月7日	Eメール	市民環境課	ごみの出し方について	<p>クリーンセンターへ持ち込む際の指定ごみ袋利用の義務付けを緩和してほしい。また、ごみの回収日や分別方法、クリーンセンターへ直接持ち込む際の指定ごみ袋利用の有無などが分かりやすく見れるポスターを作成し配布してほしい。</p>	<p>家庭ごみについては、ごみの減量化と適正な分別を進め、ごみを出す人にその責任を持っていただくため、指定ごみ袋を使用し、行政区名・氏名を記入した上で、ごみ出しをすることとしております。</p> <p>このため、地域のごみステーションを利用する場合だけでなく、大船渡地区クリーンセンターへ持ち込む場合でも、粗大ごみなどの一部を除いて、同じルールで持ち込んでいただいております。</p> <p>また、少量の不燃ごみに関しましては、ご面倒をおかけいたしますが、指定ごみ袋の中身がある程度の量になるまで保管いただくほか、市内の廃棄物処理業者などもご活用いただき、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>回収日に関しましては、各地域において細かく異なり、一覧表等の簡易な方法でお示しすることが難しいため、ご住所をお知らせいただければ、Eメール・電話等でご連絡を差し上げます。なお、最寄りのごみステーションに回収日等を記載した看板もございますので、ご覧下さい。</p> <p>分別に関しましては、以前にチラシにより全戸配布し、その後、詳細な「ごみ分別辞典」により周知しているところですが、別途郵送によりチラシをお送りいたしますので、ご確認いただきまようお願い申し上げます。</p>	E